

京都市サポーターショップクーポン企画 PR 業務委託 募集要項

1 業務の名称

京都市サポーターショップクーポン企画PR業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨・目的

本市では、首都圏における京都市ファン層の拡大を図り、個人版ふるさと納税の獲得や移住促進、関係人口創出など首都圏からの投資の喚起に繋げるため、「京都を応援したい」という首都圏の企業・店舗によるネットワーク「京都市サポーターショップ」（以下、「サポーターショップ」という。）を構築している。

これらサポーターショップの更なる認知度向上及び参画店舗への集客を目的としたクーポン企画を実施するにあたり、当該事業について首都圏でのPRを行うものである。

なお、サポーターショップについては、別紙「京都市サポーターショップ認定制度実施要領」を参照すること。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 契約金額の上限

1, 200, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額は、本業務の実施に係る全ての費用を含む。

5 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又別の共同事業体の構成員の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

6 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書(様式1) 1部
- (2) 直近の決算書 1部
- (3) 会社概要及び実績調書(様式任意) 6部
会社概要及び過去5年間の類似実績を記載すること。
- (4) 企画提案書(様式任意) 6部
仕様書の内容を十分理解したうえで、本業務に対する提案者の取組方針、実施手法、人員等の実施体制、スケジュール等を具体的に記載すること。
- (5) 見積書(様式任意) 6部
提案された事業一切に係る積算根拠を明示すること。
- (6) 共同事業体の協定書(様式自由) 6部 ※該当する場合のみ
共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。
- (7) 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ
京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(1)～(6)に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書(水道料金・下水道料金)については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本) ※申請日前3箇月以内に発行のもの
 - ・印鑑証明書 ※申請日前3箇月以内に発行のもの
 - ・納税証明書(国税及び地方税) ※申請日前3箇月以内に発行のもの
 - ・調査同意書(水道料金・下水道使用料) (様式2)
 - ・誓約書(様式3)

7 提出先・提出方法

- (1) 提出受付期間
令和3年12月2日(木)から同年12月16日(木)午後5時まで
※持参の場合は各日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 提出場所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号丸の内北口ビルディング14階
E-mail : tokyo-office@city.kyoto.lg.jp
京都市総合企画局東京事務所 担当：藤田，崎山（電話：03-6551-2671）

(3) 提出方法

持参又は郵送

8 質問事項の受付

(1) 受付期間 令和3年12月7日（火）午後5時まで

(2) 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「京都市サポーターショップクーポン企画PR業務」と明記すること。）を下記のアドレス宛に送付し、質問したことを、13に記載する担当部局・担当者に電話で連絡してください。

E-mail : tokyo-office@city.kyoto.lg.jp

(3) 回答

すべての質問及び回答については、入札・公募型プロポーザル情報内の総合企画局のホームページにおいて掲載します（令和3年12月9日（木）予定）。

9 選考方法

参加者からの提出書類に基づいて受託候補者選定委員会により書類審査を行い、下記に掲げる評価基準に基づき最も高い評価を得た者を受託候補者として選定します。

なお、原則書類審査としますが、必要に応じて企画提案に係る説明を求める場合があります。また、応募者が1者であっても選定を行うことし、評価点が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

【評価基準】

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施能力及び経験 (30点)	業務実施体制が整っているか	15
	事業の実績は十分か	15
業務内容における企画及び提案力 (60点)	趣旨、目的に適した企画提案となっているか	20
	発信力の高い提案となっているか	20
	京都市の首都圏における効果的なプロモーションに資する独自の提案があるか	20
見積額 (10点)	見積額は妥当か。 満点（10点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）	10
合 計		100

10 候補者の選定

令和3年12月24日（金）に、審査結果を全提案者に対して通知するとともに、参加した事

業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表します。

11 選定後の流れ

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、京都市契約事務規則及び標準契約書により契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。契約内容は、別紙仕様書及び提案書の内容を踏襲するものとしますが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議において、内容を決定します。

12 注意事項

(1) 失格となる参加申込書及び企画提案書

参加申込書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- ウ 委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合があります。
- エ プロポーザル参加に要する一切の費用（企画所作成費、交通費等）は、事業者負担とします。
- オ 提出された応募書類は返却しません。また、差替え及び再提出には応じません。
- カ 審査の経過等に関する問合せには一切応じません。
- キ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

13 連絡先

京都市総合企画局東京事務所（担当：藤田，崎山）

所在地：〒100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビルディング14階

電話番号：03 - 6551 - 2671

E-mail：tokyo-office@city.kyoto.lg.jp